重点課題

経営管理態勢の強化

経営管理態勢　コーポレート・ガバナンス体制

取締役会では、経営の基本方針など、特に重要な事項について決定するほか、独立性の高い社外取締役を３名選任して、取締役の監督機能強化に努めています。また、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査を行う体制を整えています。さらに、取締役および監査役の候補者などに関する事項や、取締役の報酬などについて審議するにあたり、取締役会の助言機関として、コーポレートガバナンス会議を設置しています。

また、取締役会の下に常勤取締役をもって構成している経営会議では、取締役会で決定した基本方針にもとづき、業務執行に関する重要事項を決定しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

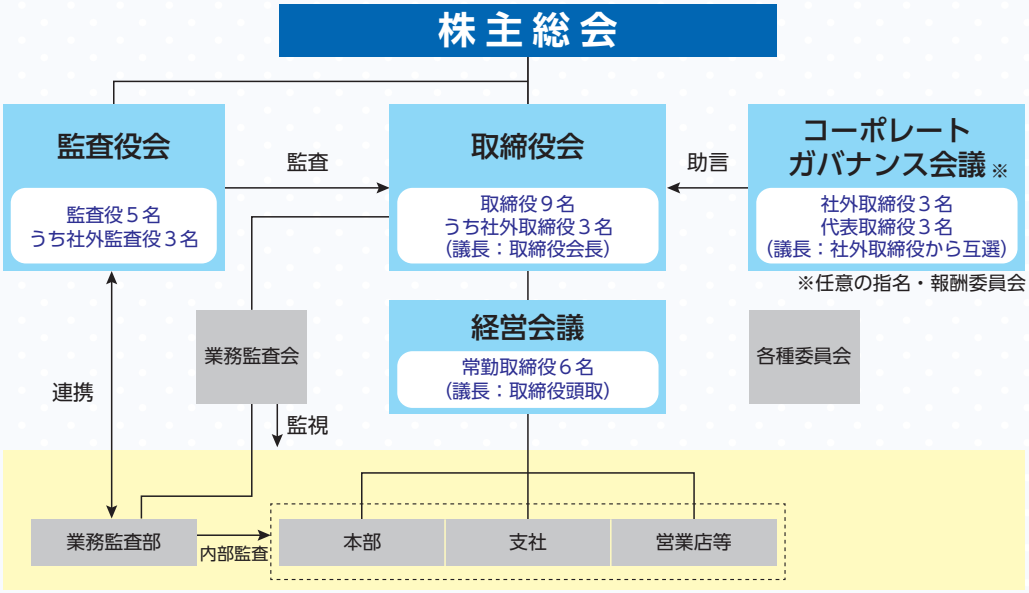

金融犯罪対策　マネロン・テロ資金供与対策室の設置

金融機関はその業務内容から、日常の取引を通じて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、金融犯罪に利用される危険性があり、国際的にも金融機関の取組みに対する関心が高まっています。

2018年10月、当行では、マネー・ローンダリングなどの防止対策をさらに強化するため、マネロン・テロ資金供与対策室を設置しました。

当行は、マネー・ローンダリングなどの防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けた不断の検証と高度化に取り組むとともに、国内外の関係当局などと密接に連携を図り、金融機関としての信頼に応えていきます。